

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成 28 年 6 月 27 日
【会社名】 株式会社 ベリサーブ
【英訳名】 VeriServe Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新堀 義之
【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目 24 番 1 号
【電話番号】 03 (5909) 5700
【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理統括 高橋 豊
【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目 24 番 1 号
【電話番号】 03 (5909) 5700
【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理統括 高橋 豊
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

平成 28 年 6 月 22 日開催の当社第 15 回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成 28 年 6 月 22 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 定款一部変更の件

当社は、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、取締役会及び取締役に関する規定の変更等、所要の変更を行う。

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として新堀義之、高橋豊、熊崎龍安、奥原隆之及び小林正明の 5 名を選任する。

第 3 号議案 監査等委員である取締役 5 名選任の件

監査等委員である取締役として角田善弘、梶原岳男、芝昭彦、岡恭彦及び古川憲司の 5 名を選任する。

第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、一事業年度につき総額 200 百万円以内（社外取締役を含む）と定めるものとする。

第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第 1 号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、一事業年度につき総額 50 百万円以内と定めるものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、
当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権 (個)	可決要 件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 定款一部変更の件	42,177	58	0	(注) 1	(注) 2 可決 (99.86%)
第2号議案 取締役(監査等委員であ る取締役を除く)5名選 任の件				(注) 1	(注) 2
新堀 義之	41,869	366	0		可決 (99.13%)
高橋 豊	42,114	121	0		可決 (99.71%)
熊崎 龍安	42,105	130	0		可決 (99.69%)
奥原 隆之	42,105	130	0		可決 (99.69%)
小林 正明	42,104	131	0		可決 (99.68%)
第3号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件				(注) 1	(注) 2
角田 善弘	40,774	1,461	0		可決 (96.54%)
梶原 岳男	42,122	113	0		可決 (99.73%)
芝 昭彦	42,108	127	0		可決 (99.69%)
岡 恭彦	42,092	143	0		可決 (99.66%)
古川 憲司	40,985	1,250	0		可決 (97.04%)
第4号議案 取締役(監査等委員であ る取締役を除く)の報酬 等の額決定の件	42,122	113	0	(注) 1	(注) 2 可決 (99.73%)
第5号議案 監査等委員である取締役 の報酬等の額決定の件	42,159	76	0	(注) 1	(注) 2 可決 (99.82%)

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席、及び出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。

第2号議案、第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。第4号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会の前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた一部の株主の議決権を集計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上